

指定整備事業場への訪問相談実施について

指定整備事業の適正な運営と関係法令の務める遵守を再確認することで、損失・法令違反等を防ぎ、健全な整備事業の運営が図られるよう、会員事業場への訪問相談・指導を実施いたします。

訪問相談・指導等を希望される事業場は、下記も申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申込みください。

記

1. 訪問相談実施事項

- ①、増改築（作業場のレイアウト変更）の確認
- ②保安基準適合証及び指定整備記録簿の記載内容確認
- ③指定整備完成検査場及び検査機器取扱いの相談
- ④支局監査時の指導事項に対する相談
- ⑤その他

2. 訪問日

申込書に基づき担当者より電話連絡の上、訪問日を調整させていただきます。

※月～金曜日（祝日除く）とします。

-----コピーをとってご使用ください。-----

一般社団法人 沖縄県自動車整備振興会 指導課 行 令和 年 月 日
FAX 098-894-2225

訪問相談申込書

認証番号		指定番号	
事業場名			
住 所			
	TEL ()	FAX ()	
担当者名			
訪問相談実施事項該当項目に○ を記載	① ()	② ()	③ ()
	④ ()	⑤ ()	⑥ ()
⑥その他の場合具体的に記入してください			

お問い合わせ [TEL:098-877-7065](tel:098-877-7065) 指導課 石川・新田・具志堅

期限:令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火)

※訪問実施開始日は5月からスタートとなります。